

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6549213

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	12/01/2020

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
DAIKI CO., LTD.	12/01/2020

RECEIVING PARTY DATA

Name:	DAIKI CO., LTD.
Street Address:	4-11, AKASAKA 4-CHOME
Internal Address:	MINATO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 42

Property Type	Number
Application Number:	13357586
Application Number:	13477278
Application Number:	13487916
Application Number:	14204703
Application Number:	15347522
Application Number:	13632555
Application Number:	14745847
Application Number:	14746461
Application Number:	14746249
Application Number:	14833584
Application Number:	14833637
Application Number:	14833697
Application Number:	14996693
Application Number:	12529028
Application Number:	15590445
Application Number:	15589536
Application Number:	15986365
Application Number:	16020355
Application Number:	16019940

PATENT

Property Type	Number
Application Number:	16020089
Application Number:	15634060
Application Number:	15634180
Application Number:	15885342
Application Number:	15896858
Application Number:	15896591
Application Number:	16058068
Application Number:	16058393
Application Number:	16058664
Application Number:	16108553
Application Number:	16050574
Application Number:	16268794
Application Number:	16268803
Application Number:	16506034
Application Number:	16530110
Application Number:	16530119
Application Number:	16688067
Application Number:	16688148
Application Number:	16805146
Application Number:	16911886
Application Number:	16991174
Application Number:	17083406
Application Number:	16951746

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)836-2787

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: 7038366400

Email: email@oliff.com

Correspondent Name: OLIFF PLC

Address Line 1: P.O. BOX 320850

Address Line 4: ALEXANDRIA, VIRGINIA 22320

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	195205
NAME OF SUBMITTER:	MELISSA SNYDER
SIGNATURE:	/MELISSA SNYDER/
DATE SIGNED:	02/12/2021

Total Attachments: 22
source=8256201_1#page1.tif

source=8256201_1#page2.tif
source=8256201_1#page3.tif
source=8256201_1#page4.tif
source=8256201_1#page5.tif
source=8256201_1#page6.tif
source=8256201_1#page7.tif
source=8256201_1#page8.tif
source=8256201_1#page9.tif
source=8256201_1#page10.tif
source=8256201_1#page11.tif
source=8256201_1#page12.tif
source=8256201_1#page13.tif
source=8256201_1#page14.tif
source=8256201_1#page15.tif
source=8256201_1#page16.tif
source=8256201_1#page17.tif
source=8256201_1#page18.tif
source=8256201_1#page19.tif
source=8256201_1#page20.tif
source=8256201_1#page21.tif
source=8256201_1#page22.tif

閉鎖事項全部証明書

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社大貴

会社法人等番号	0100-01-192901		
商号	株式会社エムキャット一号		
	株式会社大貴	令和 2年12月 1日変更	
		令和 2年12月14日登記	
本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号		
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。		
	日刊工業新聞に掲載する方法とする。	令和 2年10月 9日変更	
		令和 2年10月 9日登記	
会社成立の年月日	平成30年6月25日		
目的	当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1) 包装材料の販売 2) 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業 3) 廃棄物からの再生商品の開発および再生商品（動物用排泄物処理材、紙おむつ、ペットシート、植木鉢、介護用マットおよび衛生紙等）の製造、販売 4) 前項の再生商品製造に必要な加工材料（高吸水性樹脂、衛生用品（規格外の紙おむつ、ナプキン、尿取りパッド等）、紙粉、木粉、澱粉類、インキ等）の販売 5) 紙加工品の開発、販売 6) 不動産賃貸業 7) 前号に付帯関連する一切の業務		
	当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1) 包装材料の販売 2) 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業 3) 廃棄物からの再生商品の開発及び再生商品（動物用排泄物処理材、紙おむつ、ペットシート、植木鉢、介護用マット及び衛生紙等）の製造、販売 4) 前項の再生商品製造に必要な加工材料（高吸水性樹脂、衛生用品（規格外の紙おむつ、ナプキン、尿取りパッド等）、紙粉、木粉、澱粉類、インキ等）の販売 5) 紙加工品の開発、販売 6) 不動産賃貸業 7) 前各号に付帯関連する一切の業務		

	令和 2年12月 1日変更		令和 2年12月14日登記
発行可能株式総数	1000万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1株		
	発行済株式の総数 501万1270株		平成30年 7月25日変更
			平成30年 7月25日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。		
資本金の額	金500円		
	金25億563万5000円		平成30年 7月25日変更
			平成30年 7月25日登記
	金5000万円		平成30年11月 1日変更
			平成30年11月 1日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。但し、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。		
	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。但し、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。		
	令和 2年12月 1日変更		令和 2年12月14日登記
役員に関する事項	取締役	植 田 和 照	
	取締役	植 田 和 照	令和 1年 7月30日重任
			令和 1年 8月 2日登記
	取締役	植 田 和 照	令和 2年 7月30日重任
			令和 2年11月13日登記

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社大貴

		令和 2年12月 1日辞任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 村田吉章	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 吉永準士	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 武藤貴史	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 鉦江 翔	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 守永夏樹	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	東京都大田区田園調布四丁目13番20号 代表取締役 植田和照	
	東京都大田区田園調布四丁目13番20号 代表取締役 植田和照	令和 1年 7月30日重任
		令和 1年 8月 2日登記
	東京都大田区田園調布四丁目13番20号 代表取締役 植田和照	令和 2年 7月30日重任
		令和 2年11月13日登記
		令和 2年12月 1日辞任
		令和 2年12月14日登記
	東京都杉並区和泉三丁目34番8号 代表取締役 村田吉章	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	監査役 西原啓太	平成30年 8月10日就任
		平成30年 8月13日登記
		平成31年 1月23日辞任
		平成31年 1月23日登記

	監査役	守 永 夏 樹	平成31年 1月23日就任
			平成31年 1月23日登記
			令和 1年 9月30日辞任
			令和 1年 9月30日登記
	監査役	松 原 圭 佑	令和 1年 9月30日就任
			令和 1年 9月30日登記
			令和 2年 6月10日辞任
			令和 2年 6月10日登記
	監査役	高 橋 取	令和 2年 6月10日就任
			令和 2年 6月10日登記
			令和 2年12月 1日辞任
			令和 2年12月14日登記
監査役	植 田 和 照	令和 2年12月 1日就任	
		令和 2年12月14日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 令和 2年12月 1日設定 令和 2年12月14日登記		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。		
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 令和 2年12月 1日変更 令和 2年12月14日登記		
新株予約権	株式会社エムキャット一号第1回新株予約権		

新株予約権の数
70000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

株式の種類：普通株式

株式の数（以下、「付与株式数」という。）：

付与株式数は、新株予約権1個につき1株とする。

但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を引き受ける者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日における当初の行使価額は以下のとおりとする。

当初行使価額：金1000円

なお、割当日後、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株あたり}} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案の

	うえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 2021年5月1日から2029年4月30日 新株予約権の行使の条件 i) 相続人による新株予約権の行使は認めない。但し、権利行使が可能となった新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）がその決議により特に認め、新株予約権者の死亡後120日以内に書面により通知した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができるものとする。なお、相続人に行行使を認める場合であっても、死亡時より1年間その行使を行わない場合には、当該権利は消滅するものとする。 ii) 本新株予約権の行使時点において、当社又はその子会社の役員又は従業員その他の使用人のいずれかの地位にあること。ただし、i) の場合及び株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）において別途決議がなされた場合を除く。 iii) 新株予約権者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下のa)、b)、c) 又はd) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役による決定がなされた場合）は、株主総会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 b) 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案 c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案 d) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案 平成31年 4月30日発行 令和 1年 5月13日登記
	株式会社エムキャット一第2回新株予約権 新株予約権の数 50000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 株式の種類：普通株式 株式の数（以下、「付与株式数」という。）： 付与株式数は、新株予約権1個につき1株とする。 但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を引き受ける者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株

あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日における当初の行使価額は以下のとおりとする。

当初行使価額：金1000円

なお、割当日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{株式数}} \times \text{1株あたりの払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2030年6月30日

新株予約権の行使の条件

i) 相続人による新株予約権の行使は認めない。但し、権利行使が可能となった新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）がその決議により特に認め、新株予約権者の死亡後120日以内に書面により通知した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができるものとする。なお、相続人行使を認める場合であっても、死亡時より1年間その行使を行わない場合には、当該権利は消滅するものとする。

ii) 本新株予約権の行使時点において、当社又はその子会社の役員又は従業員その他の使用人のいずれかの地位にあること。ただし、i) の場合及び株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）において別途決議がなされた場合を除く。

iii) 新株予約権者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
以下のa)、b)、c)又はd)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役による決定がなされた場合）は、株主総会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b) 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案
d) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案

令和 2年 7月 1日発行

令和 2年 7月30日登記

株式会社エムキャット一第3回新株予約権

新株予約権の数

20000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

株式の種類：普通株式

株式の数（以下、「付与株式数」という。）：

付与株式数は、新株予約権1個につき1株とする。

但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権を引き受ける者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日における当初の行使価額は以下のとおりとする。

当初行使価額：金1080円

なお、割当日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された

	ものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{1株あたりの時価}}$ なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 2022年10月28日から2030年10月27日 新株予約権の行使の条件 i) 相続人による新株予約権の行使は認めない。但し、権利行使が可能となった新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）がその決議により特に認め、新株予約権者の死亡後120日以内に書面により通知した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができるものとする。なお、相続人に行使を認める場合であっても、死亡時より1年間その行使を行わない場合には、当該権利は消滅するものとする。 ii) 本新株予約権の行使時点において、当社又はその子会社の役員又は従業員その他の使用人のいずれかの地位にあること。ただし、i) の場合及び株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）において別途決議がなされた場合を除く。 iii) 新株予約権者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下のa)、b)、c)又はd)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役による決定がなされた場合）は、株主総会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 b) 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案 c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案 d) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案 令和 2年10月28日発行 令和 2年11月13日登記
吸収合併	令和2年12月1日東京都港区赤坂四丁目4番11号株式会社大貴を合併 令和 2年12月14日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和 2年12月 1日設定 令和 2年12月14日登記

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社大貴

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成30年 8月10日設定 平成30年 8月13日登記
登記記録に関する事項	設立 平成30年 6月25日登記 令和2年12月1日東京都港区赤坂四丁目4番11号に本店移転 令和 2年12月23日登記 令和 2年12月23日閉鎖

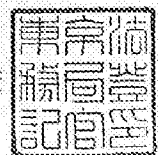


これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 1月 7日

東京法務局
登記官

白 井 成 彦



整理番号 ア940546

* 下欄のあるものは抹消事項であることを示す。

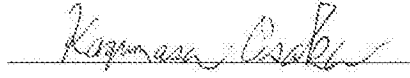
10/10

PATENT
REEL: 055285 FRAME: 0421

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Kazumasa OSAKA, am competent to translate from Japanese into English, and verify that the attached partial English translation of the original foreign-language document is true and accurate to the best of my knowledge and belief.

Dated February 3, 2021

A handwritten signature in cursive script, appearing to read "Kazumasa Osaka", is written over a horizontal line.

Type Name: Kazumasa OSAKA

CERTIFICATE OF ALL CLOSURE MATTERS

1-1, Marunouchi 3-chome, Chiyoda-ku, TOKYO

DAIKI Co., Ltd.

Trade Name	<u>M-CAT No. 1 Co., Ltd.</u>	
	DAIKI Co., Ltd.	Changed on December 1, 2020
		Registered on December 14, 2020

Absorption-type Merger	DAIKI Co., Ltd. 4-11, Akasaka 4-chome, Minato-ku, TOKYO was merged on December 1, 2020 Registered on December 14, 2020
---------------------------	--

This is a document that certifies all closed matters recorded in the
registry.

January 7, 2021

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar

Naruhiko SHIRAI

* Underlined parts show removed matters.

閉鎖事項全部証明書

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社大貴

会社法人等番号	0100-01-192901	
商号	株式会社エムキャット一号	
	株式会社大貴	令和 2年12月 1日変更
		令和 2年12月14日登記
本店	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
	日刊工業新聞に掲載する方法とする。	令和 2年10月 9日変更
		令和 2年10月 9日登記
会社成立の年月日	平成30年6月25日	
目的	当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1) 包装材料の販売 2) 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業 3) 廃棄物からの再生商品の開発および再生商品（動物用排泄物処理材、紙おむつ、ペットシート、植木鉢、介護用マットおよび衛生紙等）の製造、販売 4) 前項の再生商品製造に必要な加工材料（高吸水性樹脂、衛生用品（規格外の紙おむつ、ナプキン、尿取りパッド等）、紙粉、木粉、澱粉類、インキ等）の販売 5) 紙加工品の開発、販売 6) 不動産賃貸業 7) 前号に付帯関連する一切の業務	
	当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1) 包装材料の販売 2) 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理業 3) 廃棄物からの再生商品の開発及び再生商品（動物用排泄物処理材、紙おむつ、ペットシート、植木鉢、介護用マット及び衛生紙等）の製造、販売 4) 前項の再生商品製造に必要な加工材料（高吸水性樹脂、衛生用品（規格外の紙おむつ、ナプキン、尿取りパッド等）、紙粉、木粉、澱粉類、インキ等）の販売 5) 紙加工品の開発、販売 6) 不動産賃貸業 7) 前各号に付帯関連する一切の業務	

	令和 2年12月 1日変更		令和 2年12月14日登記
発行可能株式総数	1000万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1株		
	発行済株式の総数 501万1270株		平成30年 7月25日変更
			平成30年 7月25日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。		
資本金の額	金500円		
	金25億563万5000円		平成30年 7月25日変更
			平成30年 7月25日登記
	金5000万円		平成30年11月 1日変更
			平成30年11月 1日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。但し、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。		
	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。但し、担保提供される株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。 令和 2年12月 1日変更		令和 2年12月14日登記
役員に関する事項	取締役	植田 和 照	
	取締役	植田 和 照	令和 1年 7月30日重任
			令和 1年 8月 2日登記
	取締役	植田 和 照	令和 2年 7月30日重任
			令和 2年11月13日登記

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社大貴

		令和 2年12月 1日辞任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 村田 吉章	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 吉永 肇士	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 武藤 貴史	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 鉾 江 郷	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	取締役 守永 夏樹	令和 2年12月 1日就任
		令和 2年12月14日登記
	東京都大田区田園調布四丁目13番20号 代表取締役 植田 和 照	
	東京都大田区田園調布四丁目13番20号 代表取締役 植田 和 照	
東京都大田区田園調布四丁目13番20号 代表取締役 植田 和 照		
東京都杉並区和泉三丁目34番8号 代表取締役 村田 吉章		
監査役 西原 啓太	平成30年 8月10日就任	
	平成30年 8月13日登記	
	平成31年 1月23日辞任	
	平成31年 1月23日登記	

	監査役	守 永 夏 樹	平成31年 1月23日就任
			平成31年 1月23日登記
			令和 1年 9月30日辞任
			令和 1年 9月30日登記
	監査役	松 原 圭 佑	令和 1年 9月30日就任
			令和 1年 9月30日登記
			令和 2年 6月10日辞任
			令和 2年 6月10日登記
	監査役	高 橋 聡	令和 2年 6月10日就任
			令和 2年 6月10日登記
			令和 2年12月 1日辞任
			令和 2年12月14日登記
監査役	植 田 和 照	令和 2年12月 1日就任	
		令和 2年12月14日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 令和 2年12月 1日設定 令和 2年12月14日登記		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。		
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 令和 2年12月 1日変更 令和 2年12月14日登記		
新株予約権	株式会社エムキャット一号第1回新株予約権		

	新株予約権の数 70000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 株式の種類：普通株式 株式の数（以下、「付与株式数」という。） 付与株式数は、新株予約権1個につき1株とする。 但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を引き受ける者は、新株予約権と引換えに金額の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 割当日における当初の行使価額は以下のとおりとする。 当初行使価額：金1000円 なお、割当日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株あたり払込金額}}}$ なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案の
--	--

	うえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 2021年5月1日から2029年4月30日 新株予約権の行使の条件 i) 相続人による新株予約権の行使は認めない。但し、権利行使が可能となった新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）がその決議により特に認め、新株予約権者の死亡後120日以内に書面により通知した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができるものとする。なお、相続人に行使を認める場合であっても、死亡時より1年間その行使を行わない場合には、当該権利は消滅するものとする。 ii) 本新株予約権の行使時点において、当社又はその子会社の役員又は従業員その他の使用人のいずれかの地位にあること。ただし、i) の場合及び株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）において別途決議がなされた場合を除く。 iii) 新株予約権者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下のa)、b)、c)又はd)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役による決定がなされた場合）は、株主総会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 b) 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案 c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案 d) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案
	株式会社エムキャット一号第2回新株予約権 新株予約権の数 50000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 株式の種類：普通株式 株式の数（以下、「付与株式数」という。） 付与株式数は、新株予約権1個につき1株とする。 但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を引き受ける者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株

平成31年 4月30日発行

令和 1年 5月13日登記

あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

割当日における当初の行使価額は以下のとおりとする。

当初行使価額：金1000円

なお、割当日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1 \text{株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2030年6月30日

新株予約権の行使の条件

i) 相続人による新株予約権の行使は認めない。但し、権利行使が可能となった新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）がその決議により特に認め、新株予約権者の死亡後120日以内に書面により通知した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができるものとする。なお、相続人行使を認める場合であっても、死亡時より1年間その行使を行わない場合には、当該権利は消滅するものとする。

ii) 本新株予約権の行使時点において、当社又はその子会社の役員又は従業員その他の使用人のいずれかの地位にあること。ただし、i) の場合及び株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）において別途決議がなされた場合を除く。

iii) 新株予約権者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下のa)、b)、c)又はd)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役による決定がなされた場合)は、株主総会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 b) 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案 c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案 d) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案
	令和 2年 7月 1日発行
	令和 2年 7月 30日登記
	株式会社エムキャット一号第3回新株予約権 新株予約権の数 20000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 株式の種類：普通株式 株式の数(以下、「付与株式数」という。): 付与株式数は、新株予約権1個につき1株とする。 但し、本株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率 また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権を引き受ける者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 割当日における当初の行使価額は以下のとおりとする。 当初行使価額：金1030円 なお、割当日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、割当日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された

	ものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{1株あたりの時価}}$ なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたりの払込金額」を「1株あたりの処分金額」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 2022年10月28日から2030年10月27日 新株予約権の行使の条件 i) 相続人による新株予約権の行使は認めない。但し、権利行使が可能となった新株予約権は、株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）がその決議により特に認め、新株予約権者の死亡後120日以内に書面により通知した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができるものとする。なお、相続人に行使を認める場合であっても、死亡時より1年間その行使を行わない場合には、当該権利は消滅するものとする。 ii) 本新株予約権の行使時点において、当社又はその子会社の役員又は従業員その他の使用人のいずれかの地位にあること。ただし、i) の場合及び株主総会（取締役会設置会社となった場合は取締役会）において別途決議がなされた場合を除く。 iii) 新株予約権者は、新株予約権の1個を分割して行使することはできない。会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下のa)、b)、c)又はd)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役による決定がなされた場合）は、株主総会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。 a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 b) 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案 c) 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案 d) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の全ての普通株式を対価と引換えに取得する旨の議案 令和 2年10月28日発行 令和 2年11月13日登記
吸収合併	令和2年12月1日東京都港区赤坂四丁目4番11号株式会社大貴を合併 令和 2年12月14日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和 2年12月 1日設定 令和 2年12月14日登記

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
株式会社大貴

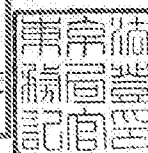
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成30年 8月10日設定 平成30年 8月13日登記
登記記録に関する事項	設立 平成30年 6月25日登記
	令和2年12月1日東京都港区赤坂四丁目4番11号に本店移転 令和 2年12月23日登記 令和 2年12月23日閉鎖



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 1月 7日
東京法務局
登記官

白井成彦



整理番号 ア940546

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10

PATENT